

表題：請求・回収方針

制定日：2013年1月15日

最終審査日

最終改訂日：

発効日：2025年1月24日

日付：2024年3月21日

2025年1月24日

方針作成部署：財務部

1/5 ページ

方針：

メソジストヘルスシステム (MHS) は、標準的な請求・回収方法を適用して、全ての患者が金銭的義務を果たせるよう支援することに尽力しています。MHSは、患者とその該当する支払者に時宜に適いかつ正確に請求を行い、全ての未払会計に関する活動を規定する現地法、州法、連邦法に準拠した上で、威厳ある事務的な方法で、質の高い顧客サービスと時宜に適ったフォローアップを提供します。

手順：

1. MHSは、患者が以下に概説する経済的支援またはその他のプログラムの対象資格を満たしていない限り、無保険または十分な保険に加入していない患者に対して請求された料金の支払いを要求します。

患者が社会保険法第1867条 (合衆国法典第42編第1395dd条) に定義される救急医療労働法 (EMTALA) の要件を満たす場合を除き、サービス提供時に支払能力および他の資金源の適格性を考慮することができます。

EMTALA法は、メディケアからの支払いを受け入れる全ての病院に対し、救急科を受診した患者に緊急の病状があるかどうかを判断するための医療スクリーニング検査を実施し、医療的緊急事態がある場合は病院の能力の範囲内でその病状を安定させる治療を行うことを義務付けています。EMTALA法に基づき要求されるスクリーニングと治療は、患者の国籍、米国内での法的地位、またはサービスの支払能力に関係なく提供されます。EMTALA法を満たす場合、MHSは通常の請求・回収手順に従います (EMTALAのその他の特定の要件については、MHS方針PC 033-緊急医療処置と労働時間 を参照してください)。

2. MHSは、特別回収措置 (ECA) を実施しません。中央請求課は、個人の方に経済的支援を受ける資格があるかどうかを判断するためにMHSが合理的な努力を払ったかどうかを判断する責任があり、それゆえ、ECAではなく通常の回収プロセスに従事して、経済的支援またはその他の資金源が特定されない場合に患者から未払金額を回収する場合があります。
3. MHSは、無保険の患者全員に対し、他の資金源 (保険、第三者賠償責任、現在の政府プログラムなど) について無料のスクリーニングを実施します。患者の潜在的な適格性は、次のような他の資金源に対して決定されます：メディケイド、犯罪被害者、郡の困窮者、障害者、MHS経済的支援方針、および支払能力。
4. 他の資金源がなく、経済的支援を受ける資格のない患者は、合計料金に無保険割引が適用されます (適用される特定の割引については、MHS方針in008 - 無保険者割引を参照してください)。無保険割引は、患者が請求書が発行される時点で適用されます。さらに、患者は無保険割引が適用された後の残額の支払プランを立てることもできます。MHS経済的支援方針で定義されている定額サービスは、無保険割引の対象外となります。
5. 十分な保険に加入していない患者が利用可能なプランの給付を使い果たした場合、またはサービスが保険プランの対象とならない場合は、無保険割引または料金の一部の支払プランの対象となる場合があります。
6. 患者が経済的支援を受ける資格を得た後は、MHS経済的支援方針に基づいて資格を得た金額について、それ以上の請求・回収措置は取られません。ただし、経済的支援の対象とならない患者の負債額の一部については、以下に概説する請求・回収措置の対象となります。

仲裁

1. 患者およびまたはその責任者が会計残高に異議を唱え、請求書に関する文書を要求した場合、CBOは（可能な場合）10日以内に要求された文書を書面で提供するべく合理的な措置を講じ、会計について追加の回収措置を勧める前に少なくとも30日間、会計を保留します。
2. 患者が\$1,000ドル以上の負債を負う特定の会計については、MHSは患者に対し拘束力のある仲裁に参加するよう提案する場合があります。このような会計は、さらなる回収活動を勧める前に患者が返答できる時間を与えるために少なくとも30日間保留されます。MHSは、回収活動の一環としてECAIに従事することはありません。患者が仲裁に同意する場合、会計は仲裁の解決まで保留されます。

推定/事前資格プロセス

1. MHSは、患者がMHS経済的支援方針に概説される推定適格性プロセスに基づいて経済的支援を受ける資格があると判断された場合、または患者が適格性判断に基づいて資格を満たす場合、利用可能な経済的支援を判断するために合理的な努力を払うものとし、それ以外の場合は、合理的な努力を確立するために以下の通知プロセスに従う必要があります。
2. この方針に基づいて行われる適格性判断において、利用できる最も寛大な支援を受ける適格性（経済的困窮者）が患者にない場合、患者は経済的困窮者としての適格性を得るための方法について通知を受け、回収代行業者に送られる前に申請するための合理的な時間が与えられるものとし、

患者への通知プロセス

1. 患者が受診する際、登録チームは患者に明細書の電子配信の提供を申し出ます。患者が電子配信を希望しない場合、明細書は郵送されます。患者の会計残高が確定すると、MHSは患者に明細書を電子配信するか郵送します。無保険の患者にお戻り後4日目に明細書が送付され、保険加入患者にお戻り後30日以内に明細書が送付されます。明細書の送付後、MHSは初回の退院明細書と、120日間の期間中に少なくとも一つの追加明細書を送付します。退院後の各請求明細書で、適格性を満たす方は経済的支援を受けることができることが患者に通知されます。
2. MHS経済的支援方針に関する情報を患者に提供するわかりやすい言葉での要約は、退院後の最終請求明細書に記載されます。この明細書では、会計が回収代行業者に割り当てられることも患者に通知します。MHSは、回収活動の一環としてECAIに従事することはありません。退院後の最終明細書は、MHSが不良債権回収活動を開始する少なくとも30日前に患者に提供されます。
3. MHSが患者ケアに関する複数の未払請求書を統合する場合、退院後の初回請求明細書は、最新の患者管理エピソードによって定義されます。
4. MHSが患者に電話をかけた、全額の支払いを求める場合があります。患者に電話をかけるたびに、患者にMHS経済的支援方針と申請方法についての詳細が提供される場合があります。全額の支払いが不可能であり、患者が経済的支援を受ける資格がない場合は、支払プランが提案される場合があります。MHSは、不良債権回収を開始する少なくとも30日前に、MHS経済的支援方針と申請プロセスで支援を受ける方法について口頭で通知する合理的な努力を払います。
5. MHSは、負債購入者と法的拘束力のある書面による契約を締結し、次の3つの501(r) 要素が満たされている場合に、負債の売却を行うことができます：

- a. 購入者は、負債の支払いを得るためにECAにも関与しないことに同意する必要がある。
 - b. 購入者は、負債に対して利息を請求しないことに同意する必要がある。
 - c. 負債は、個人に経済的支援の受給資格があるとMHSまたは購入者が判断した場合、MHSに返還可能またはMHSによって回収可能なものでなければならない。
 - d. 個人がFAP対象者であると判断され、病院施設によって負債が返還または回収されない場合、購入者は契約で指定された手順に従わなければならない。
契約は、個人がFAP対象者として個人的に支払う責任がある金額を超えて債権購入者と病院施設に支払われないこと、また支払う義務がないことを保証する必要がある。
6. MHSは、第三者が責任を負う可能性のある事故の結果としてサービスが提供された場合、第三者の潜在的な収益または第三者によって支払われる補償に対して「留置権」を申し立てる場合があります。MHSは、いかなる患者またはその財産に対しても直接留置権を申し立てることはありません。
 7. 患者が不完全な経済的支援申請書を提出した場合、MHSは個人に経済的支援申請書の記入方法を通知します。退院後の初回請求明細書から240日以内に個人が不完全な経済的支援申請書を提出した場合、MHSは実施中の回収活動を一時停止し、適切なMHS連絡先情報を含めて経済的支援申請書に完全に記入するために必要な追加情報や文書を記載した書面による通知を患者に提供します。
 8. MHSは、退院後の初回請求明細書発行から最大240日間、請求・回収作業全体を通じて、完全に記入された経済的支援申請書を受理・処理し、必要に応じて個人を経済的支援の対象と認定します。
 9. 退院後の初回請求明細書から始まる最初の240日間に完全に記入された経済的支援申請書を受領すると、患者に経済的支援の受給資格があるかどうかをMHSが判断する間、実施中の回収活動はすべて一時停止されます。受給資格の判断が行われると、MHSはその判断内容と理由を書面で患者に通知します。申請の承認前に支払われた金額は返金されません。
 10. 患者に未払額の100%未満での経済的支援の受給資格があると判断された場合、MHSは部分的な経済的支援調整が適用された後の個人の未払額を示す請求明細書を患者に提供します。
この明細書には、患者が経済的支援のプロセスまたは適用された調整に関する情報を受け取ることのできる方法が記載されています。
 11. 経済的支援の受給資格があると判断されると、MHSは、個人に対する医療費を受け取るための回収活動を停止するべく合理的に利用できる措置を講じます。
 12. 経済的支援の分類は、MHS患者会計担当ディレクターまたは患者アクセス担当ディレクターによって推薦され、中央請求担当VPまたは収益サイクル担当SVPによって承認されます。
 13. この請求・回収方針、およびMHS経済的支援方針、FAPの概要、およびFAP申請書の書面のコピーは、MHSのウェブサイト (<https://www.methodisthealthsystem.org/patients-visitors/financial->

assistance/) からダウンロードするか、4040 North Central Expressway, Dallas, TX 75204まで直接お持ちいただくか、または14-947-6300もしくはフリーダイヤル (866-364-9344) までお電話いただくことで入手できます。

14. ダラスメソジスト病院 (通称メソジストヘルス システム (MHS)) は、通称メソジストセリーナ メディカル センター (MCEL)、通称メソジストチャールトン メディカルセンター (MCMC)、通称メソジストダラス メディカルセンター (MDMC)、通称メソジストマンズフィールド メディカル センター (MMMM)、通称メソジストミッドロジアン メディカルセンター (MLMC)、通称メソジスト リチャードソン メディカルセンター (MRMC) および通称メソジストサウスレイク メディカル センター (MSMC) の請求・回収方針と手順を採用しています。

定義:

特別回収措置 (ECA) には以下が含まれます:

1. 負債の売却に関する501(r)ガイドラインが満たされていない場合の個人の負債の売却 (負債の売却が「負債の売却」とみなされない場合の詳細については、上記の項目5を参照してください)。
2. 個人に関する情報を消費者信用報告機関または信用調査機関に報告すること
3. 現在または過去の請求書の未払いを理由に緊急医療処置を延期または拒否すること
4. 個人財産に対する留置権、不動産に対する差し押さえ、銀行口座または個人財産の差し押さえ、民事訴訟、逮捕、差し押さえなど、法的手続きまたは司法手続きを必要とする行為。

これには、人身傷害を理由に医療サービスを受けている個人に対して支払われる、判決、和解、または妥協からの収益に対する留置権は含まれません。

関連文書

無保険者向け啓発-MHS方針Fin008

経済的支援方針- MHS方針Fin006

緊急医療処置と労働評価- MHS方針PC033

この方針を担当する部署は法人財務課です。

この覚書に関するご質問や改善についてのご提案は、MHS執行福社長/最高財務責任者までお問い合わせください。

さい。